

○東京工業大学グローバルリーダー教育院規則

平成23年4月1日

規則第34号

改正 平24規78, 平26規6, 平27規18, 平28規10

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学組織運営規則（平成27年規則第81号）第29条第3項の規定に基づき、グローバルリーダー教育院（以下「教育院」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(道場)

第2条 教育院には、様々な専門分野を有する学生同士が切磋琢磨する場として、次の各号に掲げる道場を置く。

- 一 科学技術系道場
- 二 人文社会系道場

2 道場に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員)

第3条 教育院に、次の職員を置く。

- 一 教育院長
- 二 道場主
- 三 オフキャンパス教育コーディネーター
- 四 メンター
- 五 協力教員
- 六 その他必要な職員

2 教育院に、必要に応じて副教育院長を置くことができる。

3 教育院に、必要に応じて副道場主を置くことができる。

4 前3項の職員については、有期雇用職員とすることができる。この場合において、特任教員（特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教をいう。）として雇用するときは、選考は、国立大学法人東京工業大学特任教員等選考規則（平成16年規則第28号）第3条から第5条まで（第3条第1項を除く。）の規定にかかわらず、第11条に規定する運営委員会の議による選考結果を踏まえ、学長が行う。

(教育院長)

第4条 教育院長は、東京工業大学（以下「本学」という。）の専任教授のうちから学長が任命する。

2 教育院長は、教育院の業務を総括する。

3 教育院長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副教育院長)

第5条 副教育院長は、本学の専任教授のうちから教育院長が指名する。

2 副教育院長は、教育院長の業務を補佐し、教育院長に事故があるときは、その職務を行う。

3 副教育院長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、欠員となっ

た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(道場主)

第6条 道場主は、道場の運営をつかさどる。

(副道場主)

第7条 副道場主は、道場主の業務を補佐し、道場主に事故があるときは、その職務を行う。

(オフキャンパス教育コーディネーター)

第8条 オフキャンパス教育コーディネーターは、オフキャンパス教育に係る業務を行う。

(メンター)

第9条 メンターは、教育院長、道場主及びオフキャンパス教育コーディネーターと綿密な連絡を図り、東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号）第30条に規定するグローバルリーダー教育課程（以下「教育課程」という。）に所属する学生に対し、指導及び助言を行う。

(協力教員)

第10条 教育課程に所属する学生が修士課程若しくは博士後期課程の所属する系において選択したコース又は所属する技術経営専門職学位課程（以下「選択コース等」という。）における指導教員を、協力教員とする。

2 協力教員は、道場主、オフキャンパス教育コーディネーター及びメンターと綿密な連絡を図り、専門教育に係る指導を行う。

(運営委員会)

第11条 教育院に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育院の運営に関する基本的な方策その他重要な事項を審議する。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育院長
- 二 各道場主
- 三 各学院の教授会構成員のうちから当該教授会が選出した者 各1人
- 四 リベラルアーツ研究教育院構成員のうちから教授会が選出した者 1人
- 五 連携先機関の教員 若干名
- 六 その他教育院長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第13条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、教育院長をもって充てる。

3 委員会には副委員長を置くことができる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(意見の聴取)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第15条 委員会に、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の設置及び組織等については、委員会が別に定める。

(拡大運営委員会)

第16条 教育院に、拡大運営委員会(以下「拡大委員会」という。)を置く。

2 拡大委員会は、委員会と教育課程に所属する学生の選択コース等との連絡調整を行う。

(拡大委員会の組織)

第17条 拡大委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 委員会委員

二 協力教員

(拡大委員会の運営)

第18条 拡大委員会に、拡大委員会委員長を置く。

2 拡大委員会委員長は、教育院長をもって充てる。

3 拡大委員会に、拡大委員会副委員長を置くことができる。

4 拡大委員会副委員長は、拡大委員会委員のうちから拡大委員会委員長が指名する。

5 拡大委員会委員長は、拡大委員会を招集し、その議長となる。

6 拡大委員会副委員長は、拡大委員会委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(意見の聴取)

第19条 拡大委員会は、必要があると認めるときは、拡大委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

(事務室)

第24条 教育院に事務室を置く。

2 事務室においては、教育院の管理運営に関する事務をつかさどる。

3 事務室に、室長及び必要な職員を置く。

4 室長は、第3条第1項第6号に掲げる職員のうちから教育院長が指名する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に第12条第1項第6号から第13号までに掲げる委員とな

る者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、約半数の委員については、平成24年3月31日までとする。

附 則（平24.11.19規78）

- 1 この規則は、平成24年11月19日から施行し、改正後の東京工業大学グローバルリーダー教育院規則の規定は、平成24年10月23日から適用する。
- 2 この規則施行後、最初に第12条第1項第13号に掲げる委員となる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、約半数の委員については、平成25年3月31日までとし、残りの半数の委員については、平成26年3月31日までとする。

附 則（平26.2.13規6）

この規則は、平成26年2月13日から施行する。

附 則（平27.3.6規18）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.1.8規10）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学の大学院研究科に在学する者であって、平成28年4月1日以後引き続き当該大学院研究科に在学する者（平成28年4月1日以降に、大学院研究科に再入学及び転入学する者を含む。）に係る改正後の東京工業大学グローバルリーダー教育院規則の規定の適用については、第10条第1項中「修士課程若しくは博士後期課程の所属する系において選択したコース又は所属する技術経営専門職学位課程」とあるのは「在籍する専攻」とし、第16条第2項中「学生の選択コース等」とあるのは「学生が在籍する専攻」とする。
- 3 この規則施行の際、改正前の東京工業大学グローバルリーダー教育院規則第12条第1項第13号及び14号による委員は、この規則第12条第1項第5号及び第6号による委員とみなし、その任期は従前のおりとする。
- 4 この規則施行後、第12条第1項第3号及び5号に定める委員として、最初に任期の定めのある委員となる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、約半数の委員については、平成29年3月31日までとし、残りの委員については、平成30年3月31日までとする。